

議案第100号 説明資料

北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																				
<p>○幕別町スキー場条例 (平成17年9月26日 条例第101号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 白銀台宿泊ロッジ使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">占用使用</td><td>大人</td><td>宿泊1人1夜につき 3,300円</td></tr> <tr> <td>小人</td><td>宿泊1人1夜につき 1,600円</td></tr> <tr> <td>日帰り利用</td><td>1棟当たり 2,100円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 小人とは、小学生とする。 2 未就学児童は、無料とする。 3 占用使用をできるものの要件は、町長が別に定める。</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第2 略</p>	区分	単位	金額	占用使用	大人	宿泊1人1夜につき 3,300円	小人	宿泊1人1夜につき 1,600円	日帰り利用	1棟当たり 2,100円	<p>○幕別町スキー場条例 (平成17年9月26日 条例第101号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 白銀台宿泊ロッジ使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">占用使用</td><td>大人</td><td>宿泊1人1夜につき 3,300円</td></tr> <tr> <td>小人</td><td>宿泊1人1夜につき 1,600円</td></tr> <tr> <td>日帰り利用</td><td>1棟当たり 2,100円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 小人とは、小学生とする。 2 未就学児童は、無料とする。 3 占用使用をできるものの要件は、町長が別に定める。 4 <u>宿泊者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に基づく宿泊税を納めるものとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表第2 略</p>	区分	単位	金額	占用使用	大人	宿泊1人1夜につき 3,300円	小人	宿泊1人1夜につき 1,600円	日帰り利用	1棟当たり 2,100円
区分	単位	金額																			
占用使用	大人	宿泊1人1夜につき 3,300円																			
	小人	宿泊1人1夜につき 1,600円																			
	日帰り利用	1棟当たり 2,100円																			
区分	単位	金額																			
占用使用	大人	宿泊1人1夜につき 3,300円																			
	小人	宿泊1人1夜につき 1,600円																			
	日帰り利用	1棟当たり 2,100円																			

北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																														
<p>○幕別町アルコ 236条例 (平成17年9月26日 条例第102号)</p> <p>第1条～第20条 略</p> <p>別表第1 (第7条関係) 宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町民</td> <td>洋室</td> <td>大人 9,600円 小学生 7,200円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>大人 9,600円 小学生 7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和洋室</td> <td>大人</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民以外</td> <td>洋室</td> <td>大人 12,000円 小学生 9,000円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>大人 12,000円 小学生 9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和洋室</td> <td>大人</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大人とは、中学生以上の者をいう。 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1夜につき寝具代2,000円を徴する。 3 宿泊料には、食事料を含まないものとする。 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に 	区分		使用料	町民	洋室	大人 9,600円 小学生 7,200円	和室	大人 9,600円 小学生 7,200円	和洋室	大人	12,000円	小学生	8,800円	町民以外	洋室	大人 12,000円 小学生 9,000円	和室	大人 12,000円 小学生 9,000円	和洋室	大人	15,000円	小学生	11,000円	<p>○幕別町アルコ 236条例 (平成17年9月26日 条例第102号)</p> <p>第1条～第20条 略</p> <p>別表第1 (第7条関係) 宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町民</td> <td>洋室</td> <td>大人 9,600円 小学生 7,200円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>大人 9,600円 小学生 7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和洋室</td> <td>大人</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民以外</td> <td>洋室</td> <td>大人 12,000円 小学生 9,000円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>大人 12,000円 小学生 9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和洋室</td> <td>大人</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大人とは、中学生以上の者をいう。 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1夜につき寝具代2,000円を徴する。 3 宿泊料には、食事料を含まないものとする。 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に 	区分		使用料	町民	洋室	大人 9,600円 小学生 7,200円	和室	大人 9,600円 小学生 7,200円	和洋室	大人	12,000円	小学生	8,800円	町民以外	洋室	大人 12,000円 小学生 9,000円	和室	大人 12,000円 小学生 9,000円	和洋室	大人	15,000円	小学生	11,000円
区分		使用料																																													
町民	洋室	大人 9,600円 小学生 7,200円																																													
	和室	大人 9,600円 小学生 7,200円																																													
和洋室	大人	12,000円																																													
	小学生	8,800円																																													
町民以外	洋室	大人 12,000円 小学生 9,000円																																													
	和室	大人 12,000円 小学生 9,000円																																													
和洋室	大人	15,000円																																													
	小学生	11,000円																																													
区分		使用料																																													
町民	洋室	大人 9,600円 小学生 7,200円																																													
	和室	大人 9,600円 小学生 7,200円																																													
和洋室	大人	12,000円																																													
	小学生	8,800円																																													
町民以外	洋室	大人 12,000円 小学生 9,000円																																													
	和室	大人 12,000円 小学生 9,000円																																													
和洋室	大人	15,000円																																													
	小学生	11,000円																																													

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>準じて当該宿泊料に加算する。</p> <p>6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。</p> <p>別表第2及び別表第3 略</p>	<p>準じて当該宿泊料に加算する。</p> <p>6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。</p> <p>7 使用者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に基づく宿泊税を納めるものとする。</p> <p>別表第2及び別表第3 略</p>